

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

医療法人社団千葉秀心会東船橋病院通所リハビリテーション事業所運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団千葉秀心会が開設する医療法人社団千葉秀心会東船橋病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 医療法人社団千葉秀心会東船橋病院
- ② 所在地 千葉県船橋市高根台4-29-1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
医師 1名（外来診療と兼務）
理学療法士 1名以上（常勤兼務）

作業療法士 1名以上(常勤兼務)

言語聴覚士 1名以上(常勤兼務)

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

第5条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から金曜日までとする。

土曜日に関しては、現在閉鎖し、国民の休日及び12月 30 日から1月 3 日までを除く。

② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

③ サービス提供時間 午前 9 時から午後 4 時 15 分までとする。

1単位目 9:00～10:15

2単位目 11:00～12:15

3単位目 13:00～14:15

4単位目 15:00～16:15

第6条(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員)

指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

① 1単位目 10 名

② 2単位目 10 名

③ 3単位目 10 名

④ 4単位目 10 名

第7条(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他費用の額)

1 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

① 個別機能訓練

② 健康チェック

③ 口腔機能向上(介護予防)

2 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、船橋市、八千代市、一部地域の区域とする。

第9条(サービスの利用に当たっての留意事項)

1 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第10条(非常災害対策)

- 1 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。
- 2 非常災害対策に関わる具体的な計画を職員だけでなく利用者及びその家族等にも周知する。

第11条(その他運営についての重要事項)

- 1 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 事業所は利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結から5年間は保存する。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団千葉秀心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。